

各 位

令和 2 年 8 月 21 日
国 立 研 究 開 発 法 人
日本原子力研究開発機構
敦 賀 事 業 本 部

新型転換炉原型炉ふげん及び高速増殖原型炉もんじゅの
原子力事業者防災業務計画の修正について
(お知らせ)

当機構は、毎年、原子力災害対策特別措置法^{*1}（以下「原災法」という。）に基づき、新型転換炉原型炉ふげん（以下「ふげん」という。）及び高速増殖原型炉もんじゅ（以下「もんじゅ」という。）の原子力事業者防災業務計画^{*2}（以下「防災業務計画」という。）の見直しを検討しています。今年度の修正案について、同法に基づき令和 2 年 6 月 1 日から、関係自治体との協議を開始しました。

【令和 2 年 6 月 1 日お知らせ済み】

防災業務計画について、原災法に基づき、関係自治体との協議を経た上で、本日、内閣総理大臣及び原子力規制委員会に届け出ました。

当機構は、今後とも「ふげん」及び「もんじゅ」の安全確保に努めるとともに、原子力防災対策に万全を期してまいります。

(参考)

- 協議を行った関係自治体
- ・「ふげん」防災業務計画
　福井県、敦賀市、滋賀県
 - ・「もんじゅ」防災業務計画
　福井県、敦賀市、滋賀県、岐阜県

※ 1 : 原子力災害対策特別措置法（原災法）

平成 11 年 9 月 30 日に発生した JCO ウラン加工施設での臨界事故を契機として、同年 12 月、原子力防災対策を強化するために制定された。その後、東日本大震災の教訓を踏まえて国の対策本部の強化等を行うために、平成 24 年 6 月に改正された。

※ 2 : 原子力事業者防災業務計画（防災業務計画）

原災法第 7 条に、原子力事業者は防災業務計画を作成すること、及び、毎年この計画に検討を加え、必要に応じて修正することが定められている。また、同条第 2 項では、修正しようとするときは、あらかじめ所在都道府県知事、所在市町村長及び関係周辺都道府県知事と協議することが定められている。

防災業務計画には、関係箇所への速やかな通報、災害の拡大防止、環境放射線モニタリングの実施など必要な業務を定めている。

添付資料：原子力事業者防災業務計画の修正要旨

以 上

問合せ先：
敦賀事業本部 地域共生課
電話番号 0770-21-5026

原子力事業者防災業務計画の修正要旨

原子力災害対策特別措置法（平成12年6月16日施行）第7条第1項に基づき、新型転換炉原型炉ふげん及び高速増殖原型炉もんじゅの原子力事業者防災業務計画を修正しましたので、同条第3項の規定に基づき、その要旨を以下のとおり公表します。

1. 修正年月日

令和2年8月21日

2. 修正対象原子力事業所

新型転換炉原型炉ふげん
高速増殖原型炉もんじゅ

3. 主な修正内容

章	内 容	主な修正事項
第1章 総則	原子力事業者防災業務計画 の目的、定義、基本構想、 運用、修正方法等	—
第2章 原子力災 害予防対 策の実施	原子力災害に備え事前に行 う体制の整備、放射線測定 設備及び原子力防災資機材 の整備、原子力防災教育及 び訓練の実施等	—
第3章 緊急事態 応急対策 の実施等	緊急時活動レベル ^{*1} (E A L) により発生事象を連 絡・通報した場合等の、迅 速かつ円滑な連絡・通報、 体制の確立、並びに情報の 収集と伝達、応急措置の実 施、関係機関への要員派遣 及び資機材の貸与等	〈別表〉 ○警戒事象の明確化（「ふげん」のみ該当） ○原子力災害対策指針の改正に伴う緊急時活動 レベル(E A L)の見直し（「もんじゅ」のみ該 当）
第4章 原子力災 害事後対 策の実施	原子力緊急事態解除宣言が あった以降の事後対策を行 うための計画の策定、復旧 対策の実施、被災地域復旧 のための関係機関への要員 派遣および資機材の貸与等	—
第5章 その他	他の原子力事業者で原子力 災害が発生した場合の要員 派遣及び資機材提供等	—

- ・原子力防災業務計画修正案は、原災法第7条第1項に基づき検討した結果、修正の必要があると
判断したことから、同条第2項により協議を行うために作成したもの。

※1：緊急時活動レベル (E A L : Emergency Action Level)

原子力施設において異常事態が発生した際に、緊急事態を判断するために、原子力規制委員会が定めた基準であり、具体的な運用方法等については原子力事業者が決めている。緊急事態は、原子力施設の状態や公衆への放射線の影響等に基づき「警戒事態」、「施設敷地緊急事態」及び「全面緊急事態」の3つに区分され、発生した異常事態がどの区分になるかの判断をする際に用いられる。E A Lは原子力事業者防災業務計画に規定することとなっている。

以 上